

農林水産物等海外販路創出・拡大事業

【426, 468 (499, 656) 千円】

対策のポイント

海外における展示・商談の場の提供、海外高級百貨店等におけるアンテナショップの設置により、農林漁業者等の販路の創出・拡大を支援します。

<海外展示・商談活動（平成20年度）の実施国・地域>

中国（上海及び北京）、香港、韓国（ソウル）、マカオ、インド（ムンバイ）、アラブ首長国連邦（ドバイ）、米国（アナハイム及びボストン）、フランス（パリ）、ドイツ（エッセン）、他1件

<常設店舗活用型輸出対策（平成20年度）の実施国・地域>

アラブ首長国連邦（ドバイ及びアブダビ）、マカオ、ロシア（モスクワ）

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 海外展示・商談活動

輸出志向のある農林漁業者等が海外へ輸出するための足がかりとして、海外において、既存の展示・商談会に日本パビリオンを設置するとともに、出展者の商談成約を側面支援するための関連PR事業等を行う。

2. 常設店舗活用型輸出対策

日本の農林水産物・食品について、海外一般消費者への浸透を加速化させるため、海外高級百貨店等において、定常的・継続的販売促進活動を実施するとともに、一般消費者向け料理講習会等を行う。

3. フォローアップ調査

上記1及び2の事業について、現地における運営状況の確認、長期的・間接的な事業効果の把握・検証を行う。

<委託先>

民間団体等

<事業実施期間>

平成18年度から平成21年度まで

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

農林水産物等海外販路創出・拡大事業

海外展示・商談活動

- 輸出相手国のバイヤーが一堂に集う国際見本市（食品総合見本市、品目別の専門見本市）における日本パビリオンの設置・運営。
- 出展者の商談成約を側面支援するための関連PR事業の開催。



農林漁業者等とバイヤーとのマッチングを支援

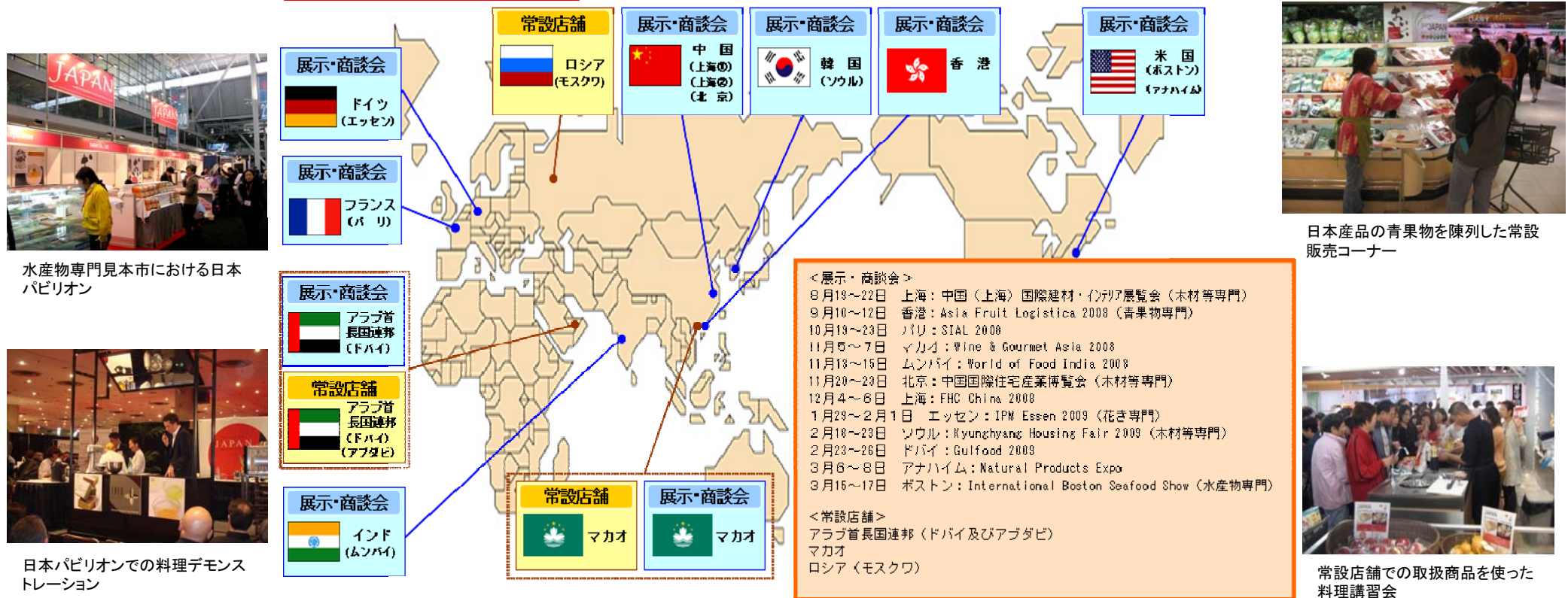
常設店舗活用型輸出対策

- おいしく高品質な日本産品のイメージに合致する海外の高級百貨店等において、いわゆるアンテナ・ショップを開設・運営。
- 試食会や試供品配布等の販促活動、現地メディアを活用した広報活動等も併せて実施。



販路拡大、海外一般消費者への浸透を支援

平成20年度事業の実施状況



水産物専門見本市における日本パビリオン



日本パビリオンでの料理デモンストレーション



日本産品の青果物を陳列した常設販売コーナー



常設店舗での取扱商品を使った料理講習会